

略今件爲文朝臣、方理朝臣、并公行朝臣妻等、起厭呪謀在殺害、或擬奉危皇后、或似可害皇親、兼舍惡心、思損議貴、此等罪戾之中、以涉乘輿爲重、卽從二罪之例、入八虐之條、不論男女、不辨首從、須各除名、皆處絞刑、至于圓能、尤是加功之者也、依无差別之法、又同上件之輩、更令還俗、全以可坐、就日記檢案內、爲文不知之由、圓能辨申已耳、而被下宣旨之旨、猶加犯人之列也、絲綸可有其由、結斷何可任其意、依法條所指勘申如件、

寬弘六年二月八日

從五位上守大判事兼明法博士美麻那朝臣直節

從五位上行勘解由次官兼明法博士令宗朝臣元正

〔公卿補任一條〕寬弘六年己酉

前太宰權帥從二位藤原伊周、正月日叙正二位、二月廿日宣旨、不可令朝參、依呪咀事也、六月十九日宣旨、更聽朝參、

〔宇治拾遺物語十四〕

今はむかし、御堂關白殿藤原道長

法成寺を建立し給てのちは、日ごとに御堂へ

まいらせ給けるに、まろき犬を愛してなん、飼せ給ければ、いつも御身をはなれず、御ともまけり、ある日、例の如く御ともまけるが、門をいらんとま給へば、このいぬ、御さきにふたがるやうに吠まはりて、内へ入れたてまつらじとまければ、何條とて、車よりおりて、いらんとま給へば、御衣のすそをくひて、引とめて申さんとしければ、いかさまやうあることならんとて、榻をめしよせて、御尻をかけて、晴明にきとまいれとめしにつかはしたりければ、晴明則まいりたり、かゝることのあるは、いかゞとたづね給ければ、晴明まばしうらなひて申けるは、これは君を呪詛し奉りて候物を、道にうづみて候、御越あらしましかば、あしく候べき、犬は通力のものにて、つげ申て候なりと申せば、さてそれはいづくにかうづみたる、あらはせとの給へば、やすく候と申て、まばしうらなひて、こゝにて候と申所をほらせてみ給に、土五尺ばかりほりたりければ、あんのごとく物ありけり、土器を二うちあはせて、黄なる紙捻にて、十文字にからげたり、ひらひてみれば、中にはものもなし、朱砂にて一文字をかはらけの底にかきたるばかりなり、晴明がほかには、まりたるも